

京都市消防局訓令乙第13号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の全部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程

(職務に専念する義務を免除する対象となる団体又は機関)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「条例」という。)第2条第3号の規定に基づき、消防局長(以下「局長」という。)が指定する団体又は機関は、次のとおりとする。

- (1) 国、他の地方公共団体及びその他の公共団体又はこれらの機関
- (2) 共済組合、健康保険組合その他の職員の福利厚生事業を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共的な事業を行う団体

2 前項各号に掲げる団体又は機関は、消防局の事務を遂行するために直接又は間接に必要と認められるものに限るものとする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第2条 条例第2条第4号の規定に基づき、局長が職務に専念する義務を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任用に関する試験及び職務の遂行に関連のある資格試験を受験する場合
- (2) 国、本市又は他の地方公共団体が行う研修の講師として講義をする場合

- (3) 公聴会，審議会，裁判等に講師，証人，参考人等として出席する場合
- (4) 職務の遂行に関し密接な関連を有する会議，委員会，学会，研究会等に出席する場合
- (5) 公の選挙又は投票において選挙権を行使する場合
- (6) 不利益処分の審査を請求し，又は給与その他の勤務条件に関し当局に意見若しくは不満を申し出る場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか，局長が特に必要と認め，又は特にやむを得ない理由があると認める場合

附 則

この訓令は，平成20年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)